



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 品田

平成26年4月より改正される雇用保険について

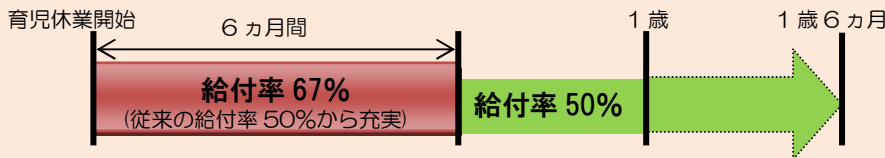
今回のあおぞらレターは、平成26年4月1日に施行が決まりました雇用保険の給付に関する改正点をお知らせします。



○育児休業給付の改正

◆育児休業給付金とは…育児休業中の生活補償を目的に支給される給付金です

	対象者	給付額
改正内容	改正前 平成26年3月31日以前に 育児休業を取得した方	(休業開始日から休業終了日まで) 休業開始時賃金日額 × 50%
	改正後 平成26年4月1日以降に 育児休業を取得する方	(休業開始から6カ月間) 休業開始時賃金日額 × 67% (休業開始から7か月目以降) 休業開始時賃金日額 × 50%



※休業開始時賃金日額とは、育児休業開始前6カ月間の賃金を180で除した額となります。

※休業中に賃金が支払われる場合、給付額が減額されることがあります。

※給付は1ヶ月あたり30日分で計算され、また育児休業給付金には上限額があります。



○就業促進給付の改正（再就職手当の拡充として「就業促進定着手当」が新設されました）

◆再就職手当とは……基本手当の受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上を残して安定した職業に就いた場合に支給残日数に応じて手当が支給されます。

◆改正内容 ……再就職手当の支給を受けた方が、再就職先に引き続き6カ月以上雇用され、かつ離職前賃金と比べて再就職後賃金が低下した場合に「就業促進定着手当」が支給されます。

	対象者	給付額
	平成26年4月1日以降に再就職した方	基本手当日額×支給残日数×50%【または60%】 = 再就職手当
拡充部分	<ul style="list-style-type: none"> 離職前の賃金から再就職後の賃金が低下した方 かつ 再就職後6カ月間雇用が継続した方 	<ul style="list-style-type: none"> 離職時賃金と再就職後の賃金の差額の約6カ月分を一時金として支給 = 就業促進定着手当

※就業促進定着手当には上限があります

○その他の改正

◆雇止め等により離職した方（特定理由離職者）の基本手当給付日数の取り扱いが延長されます

有期労働契約が更新されなかったために離職した方について、通常は一般労働者と同じ給付日数であるところ、暫定的に特定受給資格者（倒産や解雇等の理由で離職）と同じ給付日数を付与される制度が3年間延長されました。

今回の改正では雇用の継続や就業促進のための給付が増額されています。他にも改正がございますので別にご案内致します。その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277